

多賀城市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年6月23日

多賀城市監査委員 菅野昌治

多賀城市監査委員 根本朝栄

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施対象及び期日等

対象		監査実施	講評実施
教育委員会 事務局	教育総務課	5月31日(火)	6月22日(水)
	学校教育課	5月17日(火)	
	生涯学習課	5月23日(月)	
	文化財課	5月30日(月)	
	埋蔵文化財調査センター	5月25日(水)	
市長公室		6月3日(金)	6月23日(木)

2 監査の範囲及び方法

この監査は、平成27年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

3 監査の結果

別紙のとおり

平成28年5月実施 教育委員会事務局 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められたが、時間外勤務手当の支給、前渡資金の精算処理及び繰越明許予算の繰越処理に誤りが見られた。また、その他、今後の事務処理において改善、検討を要する指導事項も見られた。

今後はこれらの改善、検討を図り、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。なお、学校給食費については、より一層の未収金の縮減に努めていただきたい。

対 象	教育総務課
実 施 日	平成28年5月31日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	交際費の支出事務について 資金前渡で支出した教育委員会交際費の残金について、精算戻入処理がなされていないものが見られた。会計規則に基づく適正な処理を行われたい。
3 指導事項	契約事務について 各学校の消火栓ホース更新業務委託及び消防設備更新業務委託について、両業務委託においてそれぞれ複数の契約を締結し、一件あたりの契約金額を50万円以下に分割して発注しているものが見られたが、分割して発注しなければならない理由は見当たらない。契約規則等に基づく適正な事務処理を行われたい。

平成28年5月実施 教育委員会事務局 定期監査結果

対 象	学校教育課
実 施 日	平成28年5月17日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>学校給食費の収入未済について</p> <p>学校給食費については、前年度と比較して収納率が上昇し未納額が減少していることは評価するが、更なる収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p>
3 指導事項	<p>補助金の交付事務について</p> <p>多賀城市教職員研修事業費補助金について、補助金がどの経費に充当されているかが明確になるような実績報告書を提出するよう交付先に指導されたい。</p>

対 象	生涯学習課
実施日	平成28年5月23日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

平成28年5月実施 教育委員会事務局 定期監査結果

対 象	文化財課
実施日	平成28年5月30日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>時間外勤務手当の支給について 週休日の振替命令が庶務管理システムに入力されていないため、100分の25の時間外勤務手当が支給されていないもの 1件 （※訂正報告済み）</p>
3 指導事項	<p>補助金の交付事務について 多賀城鹿踊保存会への補助金について、実績報告書の提出が無く、事業報告、決算内容が記載されている総会資料の提出により交付額を確定している。補助金交付要綱で定める様式の実績報告書により、補助金の交付額を確定されたい。</p>

平成28年5月実施 教育委員会事務局 定期監査結果

対 象	埋蔵文化財調査センター
実施日	平成28年5月25日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>(1) 時間外勤務手当の支給について 週休日の振替命令が庶務管理システムに入力されていないため、100分の25の時間外勤務手当が支給されていないもの 1件 (※訂正報告済み)</p> <p>(2) 繰越明許予算について 平成26年度埋蔵文化財発掘調査受託事業の繰越明許において、繰越計算書に誤りがあった。 翌年度繰越額9,228,000円の財源内訳を「未収入特定財源9,228,000円」としているが、「既収入特定財源3,641,391円、未収入特定財源5,586,609円」とすべきであった。また、これにより、平成27年度へ繰り越されるべき財源も3,641,391円不足していたこととなる。 予算、財務の執行が適正に行われるようなチェック体制への改善を図られたい。</p>
3 指導事項	<p>(1) 服務関係各種書類について 下記のとおり、各種服務関係書類の押印漏れが多数見られた。 ・時間外勤務命令簿の従事者押印漏れ5件 ・時間外勤務命令簿の所属長押印漏れ2件 ・出勤簿の押印漏れ1件 ・特別休暇申請書の申請者の押印漏れ1件</p> <p>(2) 受託事業の事業費について 受託事業においては、歳入と歳出が同額となるべきと考えられるが、歳出が多くなっているものがある。受託事業は受託収入で賄われるべきであることから、今後の処理のあり方について検討されたい。</p>

平成28年6月実施 市長公室 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められたが、時間外勤務手当の支給に誤りがあったので、今後はこの点の改善を図り、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対 象	市長公室
実 施 日	平成28年6月3日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	非常勤職員の時間外勤務手当の支給について 非常勤職員の勤務を割り振られた日の時間外勤務手当について、支給割合を100分の135としているもの1件 （正しくは、1日の勤務時間が7時間45分を超えない分が100分の100、超える分が100分の125。訂正報告済み）
3 指導事項	なし